

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

余分に納めた延納税額の充当順序

Q：相続税を延納で納めています。お金に余裕のあるときに少し多めに納めたいと思っています。利子税の割合が2つあるのですが、多めに納めた分の税額はどちらに充てられるのでしょうか。

A：相続税の延納は税金の分割払いのようなものです。申請した期間で一定額を払えばよいのですが、分納税額を超えて納付することもできます。

早い時期に多く納めていけば、それだけ利子税が少なくてすむというものです。

さて、利子税の割合が2つ以上ある場合には、多めに納めた分の税額の充当先はどこからかとのご質問ですが、次の順序で充当されます。（相続税法施行令28の2①）

- ① 動産に係る延納相続税額
- ② 不動産に係る延納相続税額又は立木に係る延納相続税額
- ③ 緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額
- ④ 計画伐採立木に係る延納相続税額

なお、納税者が特に指定したときには、この順序によらず充当することができます。

今回改正により、平成元年1月1日から平成3年12月31日までに土地所有者が死亡して土地相続が発生した場合には、延納から物納への切り替えが可能となっています。延納でも納付が困難な方に限られますが、ご考慮されることをお勧めします。



利子税の割合(不動産等の割合が75%以上の場合)
 不動産等に係る延納税額 4.2%
 動産等 " " 6.0%